

7. 種鶏場従業員に対する衛生管理意識向上への取組

宇佐家畜保健衛生所

○加藤洋平・長谷部恵里・(病鑑)尾形長彦・三上賢一・吉田秀幸

【はじめに】

平成 23 年 10 月、改正された家畜伝染病予防法の施行により、家畜の所有者が遵守すべき飼養衛生管理基準が見直され、当家保は管内養鶏農場に随時指導を行っている。中でも管内養鶏農場の 23 %を占める種鶏場系列農場については、重点指導を実施している。

指導の中で種鶏場系列農場については、ハード面はそろっているものの、各農場で作業している従業員にはその目的が理解されてなく、有効に活用されていないことが確認された。そこで今回、種鶏場経営者等と協議し、種鶏場従業員である各農場管理責任者及びパート従業員に対し、衛生管理意識の向上を目的とした取組を行ったので、その概要を報告する。

【衛生意識向上への取組】

1 取組内容

- (1) 出前講座：本店または支店のある種鶏場 2 社の農場管理責任者に対して、飼養衛生管理基準の各項目について研修会を実施。
- (2) 農場内直接指導：系列農場で作業しているパート職員に対し、農場立入時に衛生管理区域をはじめ消毒設備及び踏み込み消毒槽等の重要性について直接指導を実施。

2 取組の検証方法

取組の効果を検証するため、種鶏場従業員に対し取組の前後で飼養衛生管理基準の各項目の理解度についてアンケート調査を実施。理解度については 5 段階評価とし、取組の前後のアンケート集計結果を比較。

【検証結果】

取組の前後で飼養衛生管理基準に対する理解度の上昇が全項目で確認された。中でも衛生管理区域に関する項目において、取組前では 50%の人が「知らない」と回答したのに対し、取組後では 82%の人が「理解できた」と回答し、大幅に上昇した。

【まとめ及び考察】

取組前のアンケート結果から、飼養衛生管理基準の項目の中で、特に衛生管理区域及び H・LPAI の発生状況の 2 項目について理解度が低い事が確認された。これは、種鶏場の農場管理責任者が定期的に異動になること、また、平成 22 年度の HPAI の発生以降、国内で発生が無いことに起因するものと示唆された。

取組後の検証結果より、飼養衛生管理基準の全ての項目について理解度の上昇が見られ、取組の効果が確認された。飼養衛生管理基準の各項目の目的を理解させ、従業員の衛生管理意識を向上させることは、各農場における衛生管理に対する積極的な取組につながるものと考えられる。